

原料米価格高騰対策緊急支援補助金 Q&A

質問	回答
1 この事業について Q1 どんな目的でこの事業を実施するのか？	A1 富山県産米を利用し、急激な原料米価格上昇の影響をうける米加工食品製造事業者の段階的な価格転嫁や販路開拓を支援し、本県食文化の維持・魅力向上、地域経済の活性化を図ることを補助金交付の目的とします。
2 事業対象者について Q2 誰でも申請すれば補助金が交付されるのか？	A2 交付の対象となるのは、富山県内に本社または主な事業所を有する次の方で、(1)～(3)の要件をすべて満たす方です。 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく中小企業者 ・中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号から第8号に定める組合等の法人 ・農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農事組合法人 ・個人事業主 <p>[要件]</p> <p>(1) 玄米または精米を主たる原料とする次の米加工食品の製造事業者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清酒等の酒類 ・味噌等の調味料 ・米菓等の菓子 ・もち、だんご ・米穀粉・玄米紛など <p>※なお、当該米が米飯として流通し得ない用途に供する事業者の、酒造好適米・もち米・加工用米（うるち）の購入を補助するものであり、飲食業、弁当製造業、惣菜製造業及びこれらに類する事業者は、本事業の補助対象とはなりません。 例：加工用米（うるち）の弁当への使用は、用途対象外</p> <p>(2) 価格転嫁及び販路開拓に係る経営安定化に向けた事業計画を策定すること</p> <p>(3) 富山県の県税に滞納がないこと</p> <p>※富山県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと。</p>
Q3 米加工食品を販売しているが製造はしていない。申請できるか？	A3 申請いただけません。 玄米又は精米を主たる原料とする米加工食品を富山県内で製造する事業者が、本補助事業の交付対象です。
Q4 飲食業だが申請できるか？	A4 申請いただけません。 当該米が米飯として流通し得ない用途に供する事業者の、酒造好適米・もち米・加工用米（うるち）の購入を支援するものであり、飲食業、弁当製造業、惣菜製造業及びこれらに類する事業者は、酒造好適米・もち米・加工用米（うるち）を補助対象とする本事業の補助対象とはなりません。
Q5 ほかに要件はあるか？	A5 価格転嫁や販路開拓に取り組む事業者を支援する事業であることから、価格転嫁や販路開拓を含む、経営安定化に向けた事業計画を策定いただくことが必要です。（様式第2号別紙1の3）

3 事業内容について																	
Q6 補助対象となる米は？	<p>A6 「令和7年産」の「富山県産」の「酒造好適米、もち米又は加工用米（うるち）」の「玄米又は精米」です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>補助対象</th><th>補助対象外</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 米の生産年</td><td>令和7年産</td><td>令和6年産以前のもの</td></tr> <tr> <td>② 米の産地</td><td>富山県産</td><td>他自治体産（富山県外産）</td></tr> <tr> <td>③ 米の形態</td><td>玄米または精米</td><td>碎米、割米、くず米</td></tr> <tr> <td>④ 米の区分</td><td>酒造好適米 もち米 加工用米（うるち）</td><td>主食用米（うるち）</td></tr> </tbody> </table> <p>・なお、急激な米価上昇の影響を直接うける「玄米又は精米」が補助の対象となります。一方で、精米工程の副産物として発生し、小麦粉や輸入碎米などと同様に加工原料として価格が形成され、原料米価格上昇の影響が間接的である「碎米、割米、くず米」などの購入は、補助の対象になりません。</p>			補助対象	補助対象外	① 米の生産年	令和7年産	令和6年産以前のもの	② 米の産地	富山県産	他自治体産（富山県外産）	③ 米の形態	玄米または精米	碎米、割米、くず米	④ 米の区分	酒造好適米 もち米 加工用米（うるち）	主食用米（うるち）
	補助対象	補助対象外															
① 米の生産年	令和7年産	令和6年産以前のもの															
② 米の産地	富山県産	他自治体産（富山県外産）															
③ 米の形態	玄米または精米	碎米、割米、くず米															
④ 米の区分	酒造好適米 もち米 加工用米（うるち）	主食用米（うるち）															
Q7 備蓄米の購入は対象となるのか？	<p>A7 令和6年産以前の米の購入は対象なりません。 令和7年産の富山県産の酒造好適米、もち米又は加工用米（うるち）が対象です。</p>																
Q8 外国産の米の購入は対象となるのか？	<p>A8 県外で生産された米の購入は対象なりません。 令和7年産の富山県産の酒造好適米、もち米又は加工用米（うるち）が対象です。</p>																
Q9 R8年3月に支払い、R8年4月に納品予定だが、対象となるか？	<p>A9 なりません。 令和7年9月1日から令和8年3月31日までに取得及び支払いが完了する令和7年産の富山県産の酒造好適米、もち米、加工用米（うるち）が対象です。</p>																
Q10 親会社から購入した米の購入費用も補助対象となるか？	<p>A10 なりません。 補助事業者に関するグループの各企業（自社、親会社、子会社、関連会社および関係会社、グループ構成員等）間での取引にかかるものは、補助対象外となります</p>																
Q11 補助基準額が設けられているが、どのように算出したものか？	<p>A11 農協概算金の前年からの上昇分を参考に基準額を設定しています。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>主食用米（酒造好適米）</td><td>+12,000円 ÷ 60kg = 200円/kg</td></tr> <tr> <td>主食用米（もち米） 加工用米（もち米） 加工用米（うるち）</td><td>+11,000円 ÷ 60kg = 184円/kg</td></tr> </tbody> </table>		主食用米（酒造好適米）	+12,000円 ÷ 60kg = 200円/kg	主食用米（もち米） 加工用米（もち米） 加工用米（うるち）	+11,000円 ÷ 60kg = 184円/kg											
主食用米（酒造好適米）	+12,000円 ÷ 60kg = 200円/kg																
主食用米（もち米） 加工用米（もち米） 加工用米（うるち）	+11,000円 ÷ 60kg = 184円/kg																
Q12 補助基準額以上に米が値上がりしているが、それは補助対象とならないのか？	<p>A12 補助基準額の範囲内で補助する制度であり、補助基準額を越える値上がり分は、当補助事業の対象なりません。</p>																
Q13 補助率1／2以内とあるが、「以内」とはどういう意味か？	<p>A13 補助金申請額の総額が予算額を超過する場合は、予算の範囲内で補助率を調整するなど按分その他の方法により補助金額を算出することとなり、この場合、補助率が1/2より低くなる可能性があることを示すものです。</p>																
Q14 主食用米（うるち）も申請に含めてよいのか。	<p>A14 相対的に値上がり幅が小さな主食用米（うるち）は補助対象にならないため、主食用米（うるち）は含めずに集計表を作成してください。 補助対象となるのは、酒造好適米、もち米、加工用米（うるち）です。</p>																
Q15 他の材料の仕入れと同じ伝票になっており、加工用米（うるち）だけの伝票ではないがよいか。	<p>A15 可能な限り、補助対象となる原料だけの支払い・受領の証拠書類を提出いただきたいが、やむを得ず、他の原材料と同一の証拠書類となる場合は、補助対象経費が特定できるよう、該当箇所にマーキングを行う、補足資料を提出するなど、補助対象経費が特定できる様に情報を追加してください。</p> <p>また、支払いに関しても、原則として補助対象外の経費との混合払いは避けていただきたいが、やむを得ず、混合払いをした場合は、補助対象経費とそれ以外の経費が明確にわかるよう補足資料を提出してください。</p>																

4 申請手続き・申請書類について	
Q16 メールでしか受け付けられないか。	A16 郵送でも受け付け可能です。
Q17 購入量集計表はどの米の種類も、まとめて記載してよいか。	A17 補助基準額が異なるため、またそれぞれの量を把握したいので、米の区分ごとに記載してください。
Q18 県税の納税状況確認同意書は必須か？	A18 納税証明書を提出いただければ同意書の提出は不要です。納税証明書は富山県総合県税事務所で取得いただけます。 https://www.pref.toyama.jp/1107/kurashi/seikatsu/zeikin/kenzei/m05-01/m05-02.html
Q19 滞納しているかどうかわからないので電話で確認したいが、どこに確認すればよいか。	A19 県税の納税状況の確認は、富山県総合県税事務所の窓口において、本人確認ができる場合のみ、可能です。電話でのお問い合わせにはお答えできません。
Q20 証拠書類をメールで送ろうとしたが、容量が大きすぎて送ることができなかつた。どうすればよいか。	A20 記入済みのエクセル様式をメールで送付いただくとともに、「証拠書類はデータ容量が大きすぎて添付できない」旨をメール本文にご記載ください。提出方法を別途お知らせします。
Q21 実施計画を提出したところ、補助金額の内示があった。内示のあとに、追加で米を購入することになったため、内示額より多く交付申請（兼実績報告）したいが、可能か。	A21 交付申請額は、内示額の範囲内としてください。なお、購入日・購入元・購入量・精米歩合、購入量、購入金額など、実施計画提出時からの変更があれば、実績に応じて交付申請書を上書き入力してください。
Q22 経営安定化に向けた取り組みは何もやつていないので記載できない。	A22 事業者の段階的な価格転嫁や販路開拓を支援することを目的とした補助事業であることから、価格転嫁や販路開拓など経営安定化に向けた取組みがなされない場合は、補助対象外となります。事業計画書（様式第1号）提出時に、経営安定化計画を策定する旨を誓約いただくとともに、交付申請（様式第2号別紙1）時に、その計画の内容をかならずご記載ください。
Q23 請求書にR7年産であることの記載はあるが、富山県産米であることの記載がない。証拠書類としてこのまま提出してよいか。	A23 そのまま提出された場合は証拠書類の情報不足として受理できません。購入元に修正をお願いするか、富山県産であることがわかる追加資料を添付してください。 なお、この事例に限らず、提出いただく証拠書類は、要綱第8条第3項第1号に記載する全ての事項（令和7年産、富山県産米、酒造好適米・もち米・加工用米（うるち）、仕入れ元、購入量、支払い日or納品日（、支払い金額）を確認できる書類を提出してください。
5 その他	
Q24 なるべく早く補助金を振り込んでもらいたい。どうすればよいか。	A24 実施計画書を提出し、3月上旬に県から内示をうけたのちに、速やかに交付申請兼実績報告を提出してください。3月末までに交付申請兼実績報告の提出があつた件について、4月に速やかに「交付決定 兼 額の確定」を行います。その後に請求書を提出いただければ、4月中に補助金が交付となる予定です。